

## 静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト技術会員規程

制定 2019(令和元)年7月30日

改定 2019(令和元)年9月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）の技術会員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(技術会員)

第2条 技術会員は、本プロジェクトに参画を希望する団体等（以下「参画希望団体等」という。）の属性に応じて別表のとおり区分する。なお、複数の区分に該当する場合は、列記されている順番が上の区分を優先する。

2 技術会員は、次に掲げる事項を全て満たさなければならない。ただし、(1)～(3)については参画届の提出・審査をもって満たしたものとする。

- (1) 規約第3条各号に掲げる基本理念への賛同
- (2) 規約第4条に掲げる目的の達成にあたり、必要と認められる技術及び資産の保有
- (3) 第4条に規定する事項への宣誓
- (4) 技術会員区分に応じた年会費の納入

3 技術会員は、次に掲げる権利を有する。ただし、当該権利に関し技術会員に不利益が生じた場合においても、本プロジェクトは一切の責任を負わない。

- (1) 希望する部会に参画する権利
- (2) 企画提案をする権利
- (3) 本プロジェクトの活動および幹事会での決議事項等に関する情報提供をうける権利

4 技術会員は、次に掲げる事項を行ってはならない。ただし、代表幹事の承諾を得た場合はこの限りではない。

- (1) 会員資格に基づいて取得した一切の情報を、規約第3条および第4条に定める趣旨以外に使用してはならず、会員以外の第三者に対して開示又は漏洩する行為
- (2) 本プロジェクトの名称やロゴを使用した、活動および制作

(参画及び会員資格)

第3条 参画希望団体等は、参画届の提出をもって本プロジェクトへの参画申込みを行う。

- 2 技術会員の参画可否は、代表幹事が審査を行い、会員用IDの交付をもって会員資格を得たものとみなす。
- 3 会費は、年会費制とし、別表に定める参画費を指定された口座に振り込み、収めることとする。原則、参画時期によらず年会費は満額支払うものとする。支払いは、参画日の翌月末までに行うものとする。ただし、2019年度に限り、2020年度までの会費とする。
- 4 会員資格は事業年度毎に、年会費の支払いをもって更新とする。

(反社会的勢力の排除)

第4条 会員および会員企業・団体に所属する従業員等は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。

- (1) 暴力団
  - (2) 暴力団員
  - (3) 暴力団構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - (6) その他前各号に準ずる者
- 2 会員および会員企業・団体に所属する従業員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。
- (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 本プロジェクトに対し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて事務局の信用を毀損し、本プロジェクトの活動を妨害する行為
  - (5) その他前号に準ずる行為

(退会・除名)

第5条 退会を希望する技術会員は、退会申請書を代表幹事に提出することで退会することができる。

2 代表幹事は、幹事会の承認に基づき、次に掲げる事項に該当する技術会員を除名し、第2条第3項に規定する権利を剥奪することができる。

- (1) 前条に該当する事実が発覚した場合
- (2) 廃業・解散した場合
- (3) 本プロジェクトに著しい不利益を与えた場合
- (4) その他幹事会が不適格と認めた場合

3 除名の際は、除名通知書にて通達する。

4 除名により技術会員に不利益が生じた場合においても、本プロジェクトは一切の責任を負わない。

5 当該年度内に退会・除名された場合も、支払われた参画費の払い戻しは行わない。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、会員に関し必要な事項は、代表幹事が幹事会に諮って定める。

#### 附 則

この規程は、2019(令和元)年7月30日から施行する。

この規程は、2019(令和元)年9月30日から改定する。

別表1（第2条、第3条関係）

技術会員区分		年会費
市内会員	設立年数によらず、主たる事務所が静岡市内にある団体等	無料
特別会員	以下の団体等 ・大学・教育・研究機関の団体等 ・NPO等の営利を目的としない団体等 ・テレビ・新聞・雑誌その他メディアにより情報発信する団体等 ・本プロジェクトからの要請により技術会員となる団体等	無料
県内会員	設立年数によらず、主たる事務所が静岡県内にある団体等	15万円
ベンチャー会員	主たる事務所の場所によらず、創業10年未満の団体等	15万円
一般会員	主たる事務所が静岡県内になく、かつ創業10年以上の団体等	30万円



別紙（技術会員参画希望団体申請事項）

項目	詳細
企業・団体概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業・団体名</li> <li>・会員区分（選択式） 市内会員／特別会員／県内会員／ベンチャー会員 一般会員</li> <li>・所在地</li> <li>・静岡市内の本店・支店の有無</li> <li>・団体URL</li> <li>・設立年月日</li> <li>・資本金</li> <li>・従業員数</li> <li>・業種（選択式） 交通・モビリティ / エネルギー / 防災 インフラ維持管理 / 観光・地域活性化 / 健康・医療 生産性向上 / 環境 / 物流 / セキュリティ コンパクトなまちづくり / その他（自由記述）</li> <li>・保有する技術・資産（選択式） 通信ネットワーク技術（検索・予約・配車） 決済インフラ / センシング技術 / 分析・予測技術 データプラットフォーム構築 / データ保有 データの活用（可視化技術等） / 営業店舗等での協力 その他（自由記述）</li> </ul>
参画動機	自由記述
担当者窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者氏名</li> <li>・所属部署</li> <li>・役職</li> <li>・所在地</li> <li>・連絡先（電話番号・FAX番号・メールアドレス）</li> </ul>

様式（退会申請書）

退会申請書		
<p>静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト代表幹事 殿</p> <p style="text-align: center;">静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト技術会員規程第5条第1項の 規定に基づき、退会申請書を提出します。</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">団体名</p> <p style="text-align: center;">代表者名 <span style="float: right;">印</span></p>		
企業・団体名		
担当者氏名		
連絡先	T E L	
	F A X	
退会申請書提出日	年            月            日	
希望退会日	年            月            日	
退会理由		

事務局使用欄

受理日	西曆            年            月            日
-----	---

様式（除名通知書）

除名通知書	
<p>殿</p> <p>静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト技術会員規程第5条第3項の規定に基づき、除名いたします。</p> <p>静岡型MaaS基幹事業実証プロジェクト代表幹事</p>	
除名日	年 月 日
除名理由	